

外国人住民の方についても

「住基ネット」

「住基カード」

の運用が始まります。

2013年7月8日から

外国人住民の方についても、
「住基ネット」※の運用が
開始されます。
また、「住基カード」※の
交付を受けることが
できるようになります。

※「住基ネット」：住民基本台帳ネットワークシステム

※「住基カード」：住民基本台帳カード

【写真付き住民基本台帳カード(イメージ)】



詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



総務省

「住基ネット」・「住基カード」に関するQ & A

Q 1 「住基ネット」って何ですか？

A 1 「住基ネット」(住民基本台帳ネットワークシステム)は、住民の方々の利便性の向上等に資するため、住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

Q 2 「住基カード」って何ですか？

A 2 「住基カード」(住民基本台帳カード)は、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。

Q 3 「住基ネット」の運用開始にあたって、どのような手続きが必要になりますか？

A 3 「住基ネット」の運用開始にあたって、外国人住民の方が手続きを行う必要はありません。なお、「住基ネット」の運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード※が記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。一部の行政手続において、住民票コードの記載を求められることがありますので、住民票コード通知票は大切に保管してください。

※住民票コードは、「住基ネット」において全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

Q 4 「住基カード」はどうすれば取得できますか？

A 4 住民基本台帳カード交付申請書、写真(「写真付き住基カード」を希望する方のみ)、在留カード等の証明書等、手数料(無料としている市区町村もあります。)を持参のうえ、お住まいの市区町村で申請を行ってください。

「住基ネット」の運用が開始されると、例えば次のことができるようになります。

- ・一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続が簡略化されるようになります。
- ・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けること※ができるようになります。
※「住基カード」又は在留カード等の提示が必要です。
- ・「住基カード」の交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- ・「住基カード」に電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。
- ・「住基カード」の交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

「住基ネット」・「住基カード」の詳細は、次のHPをご覧ください。

「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html